

令和6年度
京都外国語大学

留学生別科規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学(以下「本学」という。)の学則第3条第2項に基づき本学の留学生別科(以下「別科」という。)に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 別科は本学、又は他の日本の大学に入学を希望する外国人、国際交流協定大学が本学に派遣する留学生に対して、日本語を教授し、併せて日本事情に関する理解を深めさせることを目的とする。

第2章 入学定員、修業年限及び在学年限

(入学定員)

第3条 別科の入学定員は、50人とする。

(修業年限)

第4条 別科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第5条 学生は、2年を超えて在学することができない。ただし、再入学を許可された者は、過去の在学年数を通年して2年を超えて在学することができない。

2 前項の在学年限には休学期間を算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 4月入学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 9月入学の学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第7条 学年を春学期及び秋学期の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月18日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項に規定する第4号から第6号までの休業期間は、学年暦による。

3 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を変更することがある。

第4章 教育課程

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各学期に配当して編成し、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第12条 各授業科目を一定期間以上履修し、試験等に合格した者には所定の単位を与える。

(学修の評価)

第13条 学修の評価は、100点満点で、60点以上を合格とし、その評価の区分は次のとおりとする。

A+ 90点～100点 A 80点～89点 B 70点～79点 C 60点～69点
D 0点～59点 F 失格

第5章 修了の要件及び修了の認定

(修了の要件)

第14条 別科を修了するためには第4条に規定する修業年限以上在学し、別表1に定められた授業科目の区分毎に所定の単位を修得し、合計26単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定)

第15条 前条に規定する単位を修得した者に対して、別科教員会議の議を経て、学長が修了を認定する。

2 修了の時期については、3月期又は9月期とする。

第6章 学籍の取得、喪失及び異動等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学期始めとする。

(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、外国籍を有し、日本語能力試験N5程度以上の日本語能力を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(2) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 入学試験に関する必要な事項は別に定める。

(入学志願の手続き)

第18条 入学志願者は、別に指定する期間内に、入学願書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の入学検定料を納入しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 入学試験に合格した者は別に指定する期間内に、誓約書、保証書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第20条 保証人は、父又は母とする。ただし、父母なき者については、これに代わる親族、その他で独立の生計を営み、その責務を果たせる者とする。

2 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事項につき連帯の責任を負わなければならない。

(保証人の異動等)

第21条 本人及び保証人に転居又は改姓名等異動があった場合は、その旨を直ちに届け出なければならない。保証人が死亡したとき、又はその他の事由でその責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定めて誓約書・保証書を提出しなければならない。

(休学)

第22条 疾病その他やむを得ない事由により長期にわたり授業に出席できない者は、医師の診断書又は詳細に事由を具した休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は疾病のため修学することが適当でない認められる者には、休学を命ずることがある。
- 3 休学を許可された者は、その期間授業及び試験を受けることができない。

(休学期間)

第23条 休学期間は学期を単位とし、通算して2期を超えることができない。

- 2 休学願は次表に定める期限までに提出しなければならない。

	休学願提出期限
春学期休学する場合	5月20日
秋学期休学する場合	11月20日

(復学)

第24条 休学者が復学を希望する場合は、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病回復による復学は、通学が可能という医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 復学の時期は学期始めとし、休学期間内の途中での復学は原則として認められない。
- 3 復学の手続きは、休学期間内の定められた期日までに願出しなければならない。

(退学)

第25条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その理由を具した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第26条 退学者又は第27条第3号及び第4号の規定による除籍者が保証人連署の再入学願を提出するときは、相当学期に入学を許可することがある。

- 2 再入学願は、退学又は除籍年度を含めて5年以内に提出しなければならない。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 第5条の規定による在学年限を超えた者
- (2) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (3) 休学期間終了日までに復学、休学又は退学の手続きをとらない者
- (4) 学費納入の義務を怠り、督促及び除籍予告を受けても誠意なく納入しない者
- (5) 単位修得不足及び成績不振により成業の見込みがないと認められる者

第7章 学費及びその他納付金

(学費及びその他納付金)

第28条 学費は入学金及び授業料とする。

- 2 その他納付金は、諸費用、履修料等及び手数料とする。
- 3 第19条及び第26条に規定する者を除き、学費は別に指定する各学期始めの期限までに、当該学期分を納入しなければならない。ただし、春学期分・秋学期分の2期分の学費を一括して納入することもできる。

(学費の延納)

第29条 経済的事情、家庭の事情その他特別の事由がある場合は、学長の許可を得て学費を延納することができる。

(休学在籍料)

第30条 第22条の規定により休学する場合は、当該学期分の休学在籍料を納入しなければならない。

(退学者及び懲戒を受けた者)

第30条の2 第25条の規定により退学を許可された者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。

- 2 第38条の規定により謹慎、停学又は退学を命じられた者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(既納の学費)

第31条 既納の学費は返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学費納入後に、第22条の規定により休学する場合、第30条の規定により休学中に納入すべき額と既納の学費(入学金を除く)の差額を返付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別に指定する期間内に所定の手続きを経て入学を辞退した場合、学費(入学金を除く)を返付する。

(学費及びその他納付金の額及び納入方法)

第31条の2 学費及びその他納付金の額及び納入に関する必要な事項は別に定める。

第8章 運営組織

(別科長)

第32条 別科に別科長を置く。

- 2 別科長の選任に関する必要な事項は、別に定める。

(別科教員会議)

第33条 別科に別科教員会議を置く。

(別科教員会議の構成及び運営)

第34条 別科教員会議は、別科長、国際部長及び別科の授業を担当する専任の教授・准教授・講師をもって構成する。

- 2 別科教員会議の運営に関するその他の必要な事項は、別に定める。

(別科教員会議の審議事項)

第35条 別科教員会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 前号に規定するもののほか、教育に関する重要な事項で、別科教員会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 別科教員会議は、前項に規定するもののほか、学長及び留学生別科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 別科教員会議に関するその他の必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生等及び特別聴講学生

(科目等履修生等)

第36条 別科において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、在学生の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生等として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生等に関する必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第37条 本学が交流協定を締結する外国の大学又は短期大学の学生で別科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議により特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は別に定める。

第10章 懲戒

(懲戒)

第38条 本学の留学生別科規程及び諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別科教員会議の議を経て、学長が懲戒する。

(懲戒の種類)

第39条 懲戒の種類は、譴責、謹慎、停学及び退学とする。

- 2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序をみだし、その他学生としての本分に反した者

第11章 その他

(事務の所管)

第40条 別科に関する事務は、国際部の所管とする。

(改 廃)

第41条 この規程の改廃は、別科教員会議及び理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程に定めるもののほかは、学則を準用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程に定めるもののほかは、京都外国語大学学則によるものとする。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 第14条の規定に拘わらず、平成30年度までの間の修了要件は、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(昭和57年4月1日改正、昭和58年4月1日改正、昭和59年4月1日改正、昭和61年4月1日改正、平成2年4月1日改正、平成3年4月1日改正、平成4年4月1日改正、平成5年4月1日改正、平成6年4月1日改正、平成7年4月1日改正、平成8年4月1日改正、平成9年4月1日改正、平成12年4月1日改正、平成13年4月1日改正、平成14年4月1日改正、平成15年4月1日改正、平成18年4月1日改正、平成18年12月7日改正、平成19年2月22日改正、平成21年12月17日改正、平成24年4月1日改正、平成25年2月22日改正、平成26年2月24日改正、平成27年2月23日改正、平成28年2月22日改正、平成29年2月20日改正、平成30年2月21日改正、平成30年11月29日改正、平成31年2月14日改正、令和2年4月1日改正、令和3年2月10日改正、令和4年9月1日改正、令和5年3月6日改正、令和6年3月15日改正)

別表1 授業科目の編成と単位数

区分	春学期開講科目	単位	秋学期開講科目	単位	修了要件
必修科目	総合日本語1S～10S (レベル1～9)	各1	総合日本語1F～10F (レベル1～9)	各1	20単位
	日本語総合学習1S	1～4	日本語総合学習1F	1～4	
	日本語総合学習2S	1～4	日本語総合学習2F	1～4	
	日本語総合学習3S	1～2	日本語総合学習3F	1～2	
選択科目	初級日本語(書く)S	1	初級日本語(書く)F	1	6単位以上
	初級日本語(話す)S	1	初級日本語(話す)F	1	
	初級日本語(聞く)S	1	初級日本語(聞く)F	1	
	初級日本語(漢字)S	1	初級日本語(漢字)F	1	
	初中級日本語(書く)S	1	初中級日本語(書く)F	1	
	初中級日本語(話す)S	1	初中級日本語(話す)F	1	
	日本語演習1	1	日本語演習1	1	
	日本語演習2	1	日本語演習2	1	
	日本語演習3	1	日本語演習3	1	
	作文S(初級)	1	作文F(初級)	1	
	作文S(初中級)	1	作文F(初中級)	1	
	作文S(中級)	1	作文F(中級)	1	
	作文S(中上級)	1	作文F(中上級)	1	
	作文S(上級)	1	作文F(上級)	1	
	漢字S(初中級)	1	漢字F(初中級)	1	
	漢字S(中級)	1	漢字F(中級)	1	
	漢字S(中上級)	1	漢字F(中上級)	1	
	漢字S(上級)	1	漢字F(上級)	1	
	文法S(初中級)	1	文法F(初中級)	1	
	文法S(中級)	1	文法F(中級)	1	
	文法S(中上級1)	1	文法F(中上級1)	1	
	文法S(中上級2)	1	文法F(中上級2)	1	
	文法S(上級)	1	文法F(上級)	1	
	JLPT対策S(初中級)	1	JLPT対策F(初中級)	1	
	JLPT対策S(中級)	1	JLPT対策F(中級)	1	
	JLPT対策S(中上級)	1	JLPT対策F(中上級)	1	
	JLPT対策S(上級)	1	JLPT対策F(上級)	1	
	EJU対策(日本語)S	1	EJU対策(日本語)F	1	
	EJU対策(総合科目)S	1	EJU対策(総合科目)F	1	
	現代の日本社会S(初級)	1	現代の日本社会F(初級)	1	
	現代の日本社会S(中級)	1	現代の日本社会F(中級)	1	
	現代の日本社会S(上級)	1	現代の日本社会F(上級)	1	
応用日本語S(初級)	1	応用日本語F(初級)	1		
応用日本語S(初中級)	1	応用日本語F(初中級)	1		
応用日本語S(上級)	1	応用日本語F(上級)	1		
映画で学ぶ日本語S(中級)	1	映画で学ぶ日本語F(中級)	1		

映画で学ぶ日本語 S (上級)	1	映画で学ぶ日本語 F (上級)	1	
特別日本語 S	1	特別日本語 F	1	
発音 S	1	発音 F	1	
日本の文学 S	1	日本の文学 F	1	
日本の伝統文化(茶道)S	1	日本の伝統文化(茶道)F	1	
日本の伝統文化(書道)S	1	日本の伝統文化(書道)F	1	
日本の伝統文化(華道)S	1	日本の伝統文化(華道)F	1	
日本の伝統文化(狂言)S	1	日本の伝統文化(狂言)F	1	
日本の伝統文化(建築庭園)S	1	日本の伝統文化(建築庭園)F	1	
英日翻訳 S	1	英日翻訳 F	1	
日本の歴史 S	1	日本の歴史 F	1	
日本の政治	1	日本の政治	1	
日本の経済	1	日本の経済	1	
Japan seen through animations	2	Japan seen through animations	2	
Intercultural Communication in Practice I	2	Intercultural Communication in Practice II	2	
模擬国連会議 (PBL)	2			
				26 単位以上